

# 村山市農地賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。

令和6年4月1日

村山市農業委員会

## 1. 田(水稻)の部

10aあたり

締結(公告)した地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
楯岡	5,400 円	9,200 円	2,700 円	80
西郷	5,600 円	9,000 円	2,000 円	175
大倉	6,300 円	6,400 円	2,200 円	197
大久保	6,600 円	11,000 円	4,900 円	50
富本	6,800 円	7,300 円	2,500 円	65
戸沢	6,300 円	9,300 円	1,900 円	190
袖崎	4,900 円	6,400 円	2,700 円	71
大高根	6,100 円	7,500 円	3,700 円	112
(参考)村山市平均	6,000 円			940

## 2. 畑(普通畑)の部

10aあたり

締結(公告)した地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
村山市全域	4,500 円	10,000 円	3,000 円	71

**この賃借料は、あくまでも参考です。**

**実際の賃借料は、当事者間の話し合いで決めてください。**

- データ数は、集計に用いた筆数です。
- 賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるものは、集計から除いています。
- 上記一覧表の金額は、土地改良区費を耕作者が支払った場合の金額です。
- 集計結果の100円未満を四捨五入しています。

- 農地に関する諸手続き(許可申請等)は、毎月25日が締切日です。
- 農地を農地以外のものにする際は、許可が必要です。
- 農地に関することは、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員または、農業委員会へご相談ください。

問合せ先 村山市農業委員会 電話 0237-55-2111